

Q1

特に遺言をしたほうがよいのは、どんな場合ですか？

A1

「相続人でない者に遺産を残したい」、「相続人間で円満な遺産分割協議がまとまらないと困る」などの場合が考えられます。

- 事実婚、内縁関係のパートナーに財産を残せる
- 協議不要！手間を省ける

例えば

- 長男死亡後も長男の両親の世話をしている長男の妻に財産を残したい
→長男の妻は長男の両親の相続権はありません
☆特別の寄与の制度の創設（2019年7月1日施行）
相続人以外の被相続人の親族が無償で被相続人の療養看護等を行った場合には、相続人に対して金銭の請求をすることができます
- 夫婦間に子供がなく、財産が現在の居住不動産のみで、妻に家を残したい
→家を所有している夫が死亡し、相続人が妻と夫の兄弟になる様な場合、遺産分割で妻が家を取得できないことが考えられます
☆配偶者居住権の新設（2020年4月1日施行）
配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に居住していた場合に、配偶者は、遺産分割において配偶者居住権を取得することにより、終身又は一定期間（遺産分割の終了するまでの間）、その建物に無償で居住することができるようになります
- 前妻との間の子がおり、再婚した妻との間にも子がいる
→子同士が面識がない場合など、遺産分割協議がまとまらないことがあります

遺言
わしが死んだら
太郎に三百万円
花子に百万円の
財産を相続する
印

遺言